



佐賀県公報

平成19年
7月25日
(水曜日)
第 12934号

日 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎焱博記念地域活性化事業費補助金交付要綱の一部改正 (三九六・県民協働課) 一

○大規模小売店舗の変更に関する公示

○土地区画整理組合役員の氏名及び住所

○公安委員会事項

○駐車監視員資格者講習の実施

○ 告 示

(商 工 課) 五

(まちづくり推進課) 六

(公 告) 七

○ 佐賀県告示第三百九十六号

焱博記念地域活性化事業費補助金交付要綱(平成九年佐賀県告示第三百八十一号)の一部を次のように改正する。

平成十九年七月二十五日

佐賀県知事 古川 康

第一条中「市町村」を「市町」に、「民間団体等」を「市民社会組織(特定非営利活動法人、市民活動・ボランティア団体、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAなどの組織をいい、以下「CSO」という。)等」に改める。

第二条第一号イ中「市町村」を「市町」に改め、同号ロ中「市町村で」を「市町で」に改め、同号ハ中「市町村」を「市町」に改め、同号二及び同号二号イ中「民間団体」を「CSO」に改め、同条に次の一号を加える。

三 市町・CSO協働推進枠

イ 市町

第三条第三項第二号中「はじめの一歩部門」の下に「及び市町・CSO協働

- 3 推進枠」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
 3 第一項に規定する補助事業のうち、市町・CSO協働推進枠に係る補助事業は次のとおりとする。
- 1 市町とCSOとの協働への理解促進に資する事業
 - 2 市町とCSOとのネットワーク構築に資する事業
 - 3 市町とCSOとの協働に係る仕組みの整備に資する事業
 - 4 市町とCSOとの協働事業

別表第一の備品購入費の項中「及び地域活動活性化枠」を「地域活動活性化枠及び市町・CSO協働推進枠」に改め、同表の事前調査、出演交渉等に要する経費の項中「はじめの一歩部門」の次に「及び市町・CSO協働推進枠」を加える。

別表第二の地域活動活性化枠の項の次に次のように加える。

市町・CSO協働推進	2分の1以内	50万円以内
------------	--------	--------

様式第一号の別紙一(地域活動活性化枠用)の次に次のように加える。

(別紙1) (市町・CSO協働推進枠用)

事業計画書

事業名	
事業主体	
事業の目的	
事業内容	(実施期間) (実施地域) (実施項目・具体的な内容) 初年度 2年目 3年目以降
事業実施スケジュール	初年度 2年目 3年目以降
予想される成果・効果	
その他特記事項	協働の相手方となるCSO:

様式第一号の別紙二中「市町村」を「市町」に改め、「一般枠」の次に「及び市町・C S O協働推進枠」を加える。

様式第三号の別紙一（地域活動活性化枠用）の次に次のように加える。

(別紙1) (市町・CSO協働推進枠用)

事業実績書

事業名	
事業主体	
事業内容	(実施期間) (実施地域) (実施項目・具体的な内容)
事業実施の成果・効果	
今後の事業展開（活用方針）	
その他特記事項	協働の相手方となるCSO：

基幹川町の区域に「市町村」又は「市町」並びに「一般枠」の内に「及び市町・C.S.O協働推進枠」を置く。

基盤

の如きは、公表の内容に付す。

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年7月25日

佐賀県知事 古川 康

平成19年8月1日

(4) 変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 株式会社アスター・ビズタ

代表取締役社長 猪口 芳範
福岡県三潴郡大木町高橋518

(イ) 有限会社タイラ商事

代表取締役 平潤

佐賀市神野東一丁目2番25号

(ウ) 株式会社ミズ

代表取締役 溝上 泰弘
佐賀市水ヶ江一丁目1番11号

(エ) 株式会社坂井商店

代表取締役 坂井 博行
佐賀市白山二丁目7番1号

(変更後) 午前11時から午後10時まで

(ウ) 株式会社ミズ

(変更前) 午前8時30分から午後9時まで

(変更後) 変更なし

(エ) 株式会社坂井商店

(変更前) 午前9時から午後9時まで

(変更後) 変更なし

(オ) 社団法人佐賀観光協会

(変更前) 午前10時から午後7時まで

(変更後) 変更なし

(3) 変更する年月日

平成19年7月25日

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エスプラツツ

佐賀市白山二丁目7番1号

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 8,243平方メートル

(変更後) 4,360平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時間

(ア) 株式会社アスター・ビズタ

(変更前) 午前10時から午後9時まで

(変更後) 午前10時から午後10時まで

(イ) 有限会社タイラ商事

(変更前) 午前11時から午後9時まで

(イ) 社団法人佐賀観光協会 理事長 音成 日佐男 佐賀市神野東二丁目1番27号	平成19年7月12日
イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	3 関係書類の縦覧
(ア) 駐車場の位置及び収容台数	(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課
建物敷地北側永池本店駐車場 164台	(2) 縦覧期間 平成19年7月25日から
合計 164台	平成19年11月24日まで
(イ) 駐輪場の位置及び収容台数	4 その他
建物西側 20台	法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。
合計 20台	
(ア) 荷さばき施設の位置及び面積	
建物内一階東側 (荷さばき施設No.1) 115平方メートル	
建物北側 (荷さばき施設No.2) 53平方メートル	
合計 168平方メートル	
(イ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	
建物内一階東側 39立方メートル	
合計 39立方メートル	
ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	
(ア) 乗客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、兵庫北地区画整理組合理事長 野口儀次郎から兵庫北地区画整理組合の理事の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 平成19年7月25日
合計 1箇所	佐賀県知事 古川 康
(イ) 駐車場の自動車の出入りの数及び位置	1 組合の名称 兵庫北地区画整理組合
永池本店駐車場一階東側 1箇所	2 事務所の所在地 佐賀市兵庫町大字藤木15番地1
合計 1箇所	3 理事の氏名及び住所 理事 荒木和敏 佐賀市兵庫町大字藤木378番地8 " 内田義和 " " 大字西浦2002番地 " 江頭義輔 " 兵庫南二丁目10番地6 " 江頭和英 " 兵庫町大字藤木211番地
(ア) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設No.1 午前3時から午後5時まで 荷さばき施設No.2 午前8時から午後7時まで	2 届出年月日 2 届出年月日

道路交通法(昭和35年法律第105号) 第51条の13第1項第1号イに規定する
講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。) を次のとおり実施します。

平成19年7月25日

佐賀県公安委員会

委員長 内田 健

" 枝吉和彦	" "	" 1408番地
" 枝吉茂尚	" "	大字西瀬955番地7
" 枝吉清輝	" "	大字藤木1347番地1
" 香田 繁	" "	1328番地
" 坂本雅文	" "	789番地
" 白水好人	" "	1194番地9
" 塚原正一郎	" "	890番地
" 徳永博之	" "	155番地1
" 南里光範	" "	大字西瀬1824番地
" 西岡光雄	" "	大字藤木320番地
" 西村正義	" "	848番地
" 野口義次郎	" "	794番地
" 野口武雄	" "	"
" 野口輝彦	" "	799番地
" 野口 博	" "	1番地5
" 百武邦烈	" "	大字西瀬1904番
" 宮崎義明	" "	大字藤木856番地
" 八田 豊	" "	大字西瀬1797番地
" 鷲崎洋二郎	" "	大字藤木126番地

○ 駐車監視員資格者講習

放置車両の確認及び標章の取付け等の確認事務を適正に行うために必要な知識及び技能の修得

1 駐車監視員資格者講習の目的	放置車両の確認及び標章の取付け等の確認事務を適正に行うために必要な知識及び技能の修得
2 駐車監視員資格者講習の対象者	駐車監視員の資格を取得しようとする者
3 駐車監視員資格者講習の期日及び場所	(1) 期日 ア 講習 平成19年9月13日(木) 及び平成19年9月14日(金) の2日間(両日とも午前9時から午後5時30分まで) イ 修了考查 平成19年9月20日(木)(午前9時から正午まで) なお、受付時間は、前記ア及びイの期間中いざれも午前8時30分から午前8時55分までとします。
4 駐車監視員資格者講習の内容及び方法	(2) 場所 佐賀市城内一丁目3番13号 若楠会館
(1) 駐車監視員資格者講習	
講習内容	講習時間(時間)
1 交通警察総説 新たな駐車対策法制度及び駐車監視員制度 放置車両の確認に必要な基礎知識	1 2 4
2 放置車両の確認に必要な基礎知識 放置車両確認等の実施要領等 基本的心構え及び職務倫理	2 4 1
3 修了考查	1
3日間合計	15

	(2) 修了考査	しなかつた場合でも返還はできません。
	次のとおり筆記試験により行います。	
ア	修了考査の出題は、正誤式問題50問とする。	6 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付
イ	配点は1問につき2点とする。	(1) 時期 修了考査後
ウ	90点以上の者を合格とする。	(2) 方法 修了考査合格者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。
5	受講手続等	
(1)	受講の申込期間	公示の日から平成19年8月24日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、この期間の土曜日及び日曜日は除きます。
(2)	受講申込書の提出先及び提出方法	佐賀県警察本部交通部交通指導課(佐賀市松原一丁目1番16号)へ持参してください(郵送による提出は受け付けません。)。
(3)	受講申込みに必要な書類等	
ア	駐車監視員資格者講習受講申込書	57) 駐車監視員資格者講習に関する問い合わせ先 佐賀県警察本部交通部交通指導課(電話代表0952-24-1111 内線5156・51
イ	写真	す。
	1枚(講習申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)	
(4)	受講手数料の金額、納付時期及び納付方法	
ア	受講手数料の金額	
	19,000円	
イ	受講手数料の納付時期	
	駐車監視員資格者講習受講申込書提出時	6 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付
ウ	受講手数料の納付方法	(1) 時期 修了考査後
	佐賀県収入証紙を駐車監視員資格者講習受講申込書に記載して納付してください。	(2) 方法 修了考査合格者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。
	なお、いつたん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講	